

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人大和善隣館一般事業主行動計画

職員が家庭や地域、そして仕事においても充実した時間を過ごし、豊かで健康的な人生設計を描き、生活できるよう、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで（5年間）

2. 内容

目標1：育児・介護休業等に関する規定を周知し、育児介護と仕事が両立しやすい環境を整える。

〈取組内容〉

- ・ LINE WORKS の掲示板やホームページ「役職員の窓」で制度の概要を周知する。
- ・ 育児・介護等のライフイベント中でもより柔軟に働くことのできる環境整備を行う。
- ・ 男女ともに育児休業取得率100%を目指す。

目標2：意欲的・継続的に働くことのできる環境を実現するために、業務の効率化などを図り、平均勤続年数を15%（継続して8年以上勤務）以上向上する。

〈取組内容〉

- ・ 業務の内容を見直し、ICT等を活用し効率化を図る。
- ・ 職員の心と体の健康維持増進に努める
- ・ 定期的なハラスメント研修の実施
- ・ 職員同士の交流の場を随時設けることでコミュニケーションを深め、働き続けたい職場を目指す。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・75%

(令和6年4月1日現在)

掲載日 令和7年 4月 1日